

常陸大宮市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき市議会議員及び市長の選挙権を有する者の法定数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

常陸大宮市選挙管理委員会
委員長 皆川 善廣

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による市条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
650人
- 2 地方自治法第75条第1項の規定による市事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
650人
- 3 地方自治法第76条第1項の規定による市議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
10,822人
- 4 地方自治法第80条第1項の規定による市議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
10,822人

5 地方自治法第81条第1項の規定による市長の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

10,822人

6 地方自治法第86条第1項の規定による副市長、市選挙管理委員及び市監査委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

10,822人

7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による市教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

10,822人

8 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による合併協議会設置の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

650人

9 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による合併協議会設置協議についての投票の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

5,411人